

浅口市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

令和7年3月27日

条例第15号

浅口市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年浅口市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「次項第4号」を「次項第5号」に、「がけ」を「崖」に改め、同項第6号中「がけ面(がけ)」を「崖面(崖)」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「がけ」を「崖」に改め、同項第3号中「における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下のがけを生じ、かつ」を「において」に、「がけ」を「崖」に、「もの」を「ときにおける当該切土及び盛土(前2号に該当する切土又は盛土を除く。)」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「もの」を「もの(高さが2メートル以下であって、切土又は盛土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えないものを除く。)」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前2号に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの

第16条第3項中「がけが」を「崖が」に、「がけ面」を「崖面」に、「がけを」を「崖を」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の浅口市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定による許可の申請又は同条第2項の規定による変更の許可の申請について適用し、同日前にされた同条第1項の規定による変更の許可の申請については、なお従前の例による。